

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(5月分)

■令和6年5月1日～令和6年5月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和6年5月31日現在

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月7日	オンラインギャンブル被害の防止に関する意見書	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会	1.違法オンラインギャンブルについて、取締りを強化し、必要な法改正を行なうこと 2.合法オンラインギャンブルについて、完全禁止、あるいは、厳格な規制を導入すること

<その他:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月7日	商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)における代表取締役等住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求の措置等を求める意見書	名古屋投資被害弁護士研究会	「商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)」の施行と同時に、弁護士が、受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスすること(オンラインにより住所情報を取得することを含む。)を可能とするための措置を設けるべきである。 また、本省令の施行に当たっては、会社を悪用した詐欺商法を含む消費者被害等を救済する調査や被害回復のためという重要性に鑑みて、登記の附属書類の閲覧を申請できる「利害関係」を有する者については(商業登記規則第21条第2項第3号)、柔軟に解するよう、通達を発出するべきである。
5月16日	商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)における代表取締役等住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求の措置等を求める会長声明	愛知県弁護士会 会長 伊藤倫文	(1)代表取締役等の住所の一部を不記載とする措置がなされた場合においても、弁護士または弁護士法人が、その職務として受任事件または事務に関する業務を遂行するために必要な範囲で、迅速に代表取締役等の住所情報の開示を求めることができる職務上請求制度(オンラインにより住所情報を取得することを含む。)の創設を求める。 (2)商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)の施行にあたっては、登記の附属書類の閲覧を申請できる「利害関係」を有する者につき(商業登記規則第21条第2項第3号)、柔軟に解する運用を図るため、通達が発出などを求める。代表取締役等のプライバシーの保護が必要であるとはいえ、私人の権利行使を実現するために、代表取締役等の住所情報が必要な場合に、その情報が得られないことにより、権利実現の機会を失しないような運用が必要と考える。
5月20日	ゾコーバの承認取消し等を求める要請書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	1. ゾコーバ錠125mgについて、承認を取り消すこと 2. ゾコーバをめぐる経緯を検証し、緊急承認制度のあり方を見直すことを求める。要請の理由は以下の通り。 ・本剤については抗ウイルス効果は認められるが、臨床症状の改善に関する有効性が認められない。 ・緊急承認時において既に感染は終息に向かっており、緊急性の要件を満たさない。 ・緊急承認時において既に他の治療薬が承認されており、代替性の要件も満たさない。 ・本剤の有効性が新型コロナの5つの症状が回復するまでの期間がプラセボに対して約1日短縮するだけであるのに比して、催奇形性という深刻な副作用がある。
5月20日	厚労省の見解に矛盾する動画を「医学的に誤った情報」と定義して削除対象とするYouTubeのコミュニティガイドラインの問題性を踏まえた検討を求める要請書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	当会議は、YouTube運営会社に対し、YouTubeのコミュニティガイドラインにおいて、特定の健康状態や物質に関して地域の公衆衛生機関や世界保健機関が発信するガイダンスと矛盾する情報を「医学的に誤った情報」と定義して削除等の対象とすることを見直すよう要請した。 「誤った情報」とは何を基準に判断するのかという観点が重要であり、YouTubeのコミュニティガイドラインが、厚労省の見解に矛盾する動画を「医学的に誤った情報」と定義して削除対象としていることの問題性を踏まえ、検討を行うよう要請する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月27日	要望書：アロマ精油に関する法規制の導入を求める 副題：国内のステルス健康被害や法規制違反広告等を黙認しない	一般社団法人 日本アロマセラピー学会 理事長 工藤千秋	本年4月に「日本アロマセラピー学会」（以下JSA 理事長：工藤千秋）は消費者庁に「機能性表示食品の対象品目の見直し」、厚生労働省に「アロマ精油の規制区分の見直し」に関する要望書を提出した。 現在のアロマ精油は国の食品関連法や薬機法の枠外の「雑貨」扱いであることから、法規制の網が掛からない状態にある。従って、国の所管省庁がアロマ精油に関わる諸問題に関して具体的に検討を進めるには消費者や医療関係者サイドからの要請が必要であるとして、消費者委員会に要望書を提出するものである。 ● JSAの消費者庁への「機能性表示食品の対象品目の見直し」に関する要望 1. 現行の保健機能食品関連法における「食品」とは、薬機法の対象品目を除く全ての飲食物とされている。これを「食品等」とし、「経口摂取以外の経路で体内に吸収されるもの」も対象とすることは合理的である。 2. 現在、アロマ精油は「雑貨」扱いであるが、本関連法の規制対象とすることで、品質、健康被害等について国と消費者が適切に把握できる体制を確保する。 ● 厚生労働省への「アロマ精油」の規制区分の見直しに関する要望 1. 現在、アロマ精油の一部は日本薬局方に収載されているが、その他の多くのアロマ精油は「雑貨」扱いである。これを食品表示法等の規制対象品とすることで、品質、安全性、健康被害等について、国と医療関係者、消費者が情報共有し適切に把握・管理できる体制を確保する。 現行の保健機能食品や特別用途食品における「食品」とは、薬機法の対象品目を除く全ての飲食物とされている。これを「食品等」とし、食品の消化管から体内への吸収とは異なるが「経口摂取以外の経路（皮膚、嗅覚器官）から体内に吸収されるもの」も対象とする。 これらの要望は、現行では把握できない「アロマ精油」によるステルス健康被害を、消費者、患者さんが把握できるようにすることと、安全で質の高いアロマ精油が国民や医療機関に供給できるよう、行政機関による法規制を求めたもの。 欧米ではアロマ精油を医療の現場で補完代替医療として使用し、医学的有用性等を科学的に検証した論文報告が蓄積されている一方で、日本ではアロマ精油は芳香品として「雑貨」扱いで販売されている。アロマ精油は使用方法を間違えると健康被害のリスクがあることを業界関係者の多くは認識している。最近では飲むアロマと称する製品も輸入されており、健康被害が懸念されるところである。 国内におけるアロマ精油は、薬機法対象品目と誤認するような効能効果を謳った広告が常態化しており、正に「保健機能食品」や「特別用途食品」の様な広告販売活動が散見され、薬機法、景品表示法等の法規性に違反すると思われる状況が拡大している。これらの現状を放置することは消費者健康被害の拡大を放置することに繋がると考える。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から8件の意見等が寄せられました（内訳：その他：8件）。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。